

- ・ 生徒心得

生徒は常に東京都立多摩科学技術高等学校生であることを自覚し、社会のルールや規則を守るとともに、学校生活を快適におくるために自他ともにおもいやり、以下に定める生徒心得を遵守する。

1 校内生活

(1) 日常生活

- ① 常に生徒手帳・身分証明書を携行する。
- ② 登校時はHR開始前までに教室内に入る。
- ③ 遅刻をした時は、担任に申し出る。
- ④ 遅刻・欠席をする時は、保護者から学校の担任宛に事前に連絡する。但し、当日の連絡時間は午前8時15分から午前8時25分までに電話連絡してもらうこと。
- ⑤ 無断早退・無断外出は禁止する。
- ⑥ 自転車通学を希望する場合は、自転車通学届を提出し許可すること。また、本校指定のステッカーを購入し、自転車に貼ること。

(2) 校内規律

- ① 学校には学習に不必要なものは持ち込まない。
- ② 校内での文書配布及び掲示物は、学校に事前に申し出て許可を受ける。
- ③ 生徒間の物品の売買、金銭の貸借は禁止する。
- ④ 校舎・施設・設備は大切に扱い、万一破損した場合は担任・顧問を通じて届け出る。(破損届)
- ⑤ 盗難・紛失・拾得物は物品の大小にかかわらず届け出る。(盗難・紛失届)

(3) 校舎・施設・教材等の使用について

- ① 授業以外に教室、その他の場所を利用する場合は、事前に管理責任者の許可を受ける。
- ② 教材・教具を使用する場合は、事前に管理責任者の許可を受ける。
- ③ 校内放送を行う場合は、許可を受ける。
- ④ 下校時間を超えて校舎・施設等を使用する場合は、教員の引率に限り使用できる。

(休日も含む)

2 校外生活

- (1) 常に生徒手帳・身分証明書を携行する。
- (2) アルバイトは原則として禁止する。但し、特別の事情がある場合は、保護者からの届け出により行うことができる。(アルバイト許可願)
- (3) 本校生徒としての自覚と誇りを持ち、礼儀を重んじた品位ある行動をとる。

3 頭髪・服装等

- ・ 制服

- ① 制服は本校が指定したものをきちんと着用し、変形は認めない。
 - ② 10月1日から5月31日までは冬期の指定の制服を着用する。
 - (i) 男子 [ジャケット・スラックス・ネクタイ・左襟に校章バッジ]
 - (ii) 女子 [ジャケット・スカート又はスラックス・リボン又はネクタイ・左襟に校章バッジ]
 - (iii) 男女共通 [上記指定の制服に長袖白色無地柄なしのワイシャツを着用する]
 - ③ 6月1日から9月30日までは夏期の指定の制服を着用する。
 - (i) 男子 [スラックス]
 - (ii) 女子 [スカート又はスラックス]
 - (iii) 男女共通 [上記指定の制服に半袖又は長袖白色無地柄なしのワイシャツを着用する。又、ネクタイ、リボンは着用しなくてもかまわない]
 - ④ やむを得ず異装する時は、異装届を提出する。
 - ⑤ 通学用の靴は黒・茶の短靴又は、運動靴とする。
 - ⑥ ソックスは、男女とも単色で黒・紺・白・グレーとする。
 - ⑦ シャツは襟のないシャツやズボン・スカートに裾が入らないものは禁止する。
 - ⑧ スカートの長さについては膝にかかる程度とする。
 - ⑨ ストッキング・タイツを着用する際は肌色又は黒色無地とする。
- (2) 防寒類
- ① 防寒、保温性のために着用し、華美にならないようにする。
 - ② 冬期はジャケットを着用している時に限ってベスト又はセーターをジャケットの下に着用することができる。
 - ③ ベスト又はセーターの色はすべてが単色で、黒・紺・白・グレーとし、ジャケットからはみ出さないものとする。なお、胸や袖のワンポイントは可とし、大きさは、縦横5cm以内とする。又、ボタンの色については、華美でないものとする。
 - ④ 通学にはコート・マフラー・手袋の着用をすることができる。但し、ジャケットを着用している時に限って華美でない単色のコート等を着用することができる。

・ 頭髪・化粧

- ① 生来の髪、形を大切にするため、染髪・パーマ等については禁止する。
- ② 髪の長さは清潔感があり、見苦しくない頭髪を心掛ける。
- ③ 髪飾りは華美にならないものとする。
- ④ 化粧は認めない。
- ⑤ ネックレス、ブレスレット、指輪、ピアスなどのアクセサリ類は禁止する。